

地域振興を図る観点から、指定地区内において個人又は法人が製造業等の用に供する設備等を新設又は増設した場合は、事業税など、課税免除又は不均一課税の適用があります。

● 課税免除

課税免除とは、新增設した事業所を営む個人又は法人の事業税及び新增設した家屋とその敷地の不動産取得税が課税されないものです。

● 不均一課税

不均一課税とは、新增設した事業所を営む個人又は法人の事業税及び新增設した家屋とその敷地の不動産取得税が一般の税率と異なる低い率で課税されるものです。

● 該当要件

課税免除等の適用を受けるには、青色申告書を提出する個人又は法人であること、新增設した設備等が租税特別措置法第12条又は第45条に規定する特別償却の適用を受けることのできる資産であることのほか、次の表の対象地区等に該当する施設であることが必要です。

対象地区等	適用要件			課税免除等の内容(注2)	
	対象業種(施設)	対象設備(施設)の取得価額(注1)	雇用増・自家労力日数	事業税(注3)	不動産取得税
過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法)	製造業、旅館業、農林水産物等販売業	2,700万円超	/	課税免除(3年間)	課税免除
	畜産業、水産業(個人に限る。)			自家労力日数1/3超~1/2以下	課税免除(5年間)
離島振興対策実施地域(離島振興法)(注4)	製造業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業	500万円以上(注7)	/	課税免除(3年間)	課税免除
	畜産業・水産業・薪炭製造業(個人に限る。)			自家労力日数1/3超~1/2以下	課税免除(5年間)
促進区域(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)	製造業及び卸売業のうち農林漁業関連業種	5,000万円超	/		課税免除
	上記以外のすべての業種	1億円超			
半島振興対策実施区域(半島振興法)(注5)	製造業、旅館業、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業	500万円以上(注8)	/	不均一課税(3年間)	不均一課税
原子力発電施設等立地地域(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)	製造業・道路貨物運送業・倉庫業・こん包業・卸売業	2,700万円超	雇用増15人超(製造業を除く。)	不均一課税(3年間)	不均一課税
地方活力向上地域(地域再生法)(注6)	事務所(調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門)、研究所、研修所	3,800万円以上(中小企業者においては、1,900万円)	/	不均一課税(移転型事業に限る。)(3年間)	不均一課税

注1：取得価額には、土地の取得費を含みません(促進区域を除く)。  
 注2：大規模償却資産に対して課税する「道固定資産税」についても課税免除等の適用があります。  
 注3：外形標準課税適用の法人の事業税については、所得割のみ課税免除等の対象となります。  
 注4：平成25年4月1日以後については、離島振興対策実施地域のうち市町村長が産業の振興に関する計画を策定主務大臣が指定する地区に限られます。  
 注5：平成27年4月1日以後については、半島振興対策実施区域のうち認定産業振興促進計画に記載された区域に限られます。  
 注6：地方活力向上地域のうち、認定地域再生計画に記載された地域に限られます。(平成30年4月1日以後、地域再生法の改正により、課税免除等の内容が変更される場合があります。)  
 注7：製造業・旅館業の場合は、資本金等の額が1,000万円を超え5,000万円以下の法人は1,000万円、5,000万円を超える法人は2,000万円となります。  
 注8：製造業・旅館業の場合は、資本金等の額が5,000万円を超え1億円以下の法人は1,000万円、1億円を超える法人は2,000万円となります。

対象地域の範囲、要件等の詳細については、総合振興局、振興局又は道税事務所にお問い合わせください。

# 対象地区 (市町村) 一覧

過：過疎地域自立促進特別措置法 第2条 ○ (149市町村)  
 離：離島振興法 第2条 ○ ( 6町)  
 牽：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 第4条 ○ ( 46市町村)

半：半島振興法 第2条 ○ ( 25市町村)  
 原：原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法 第3条 ○ ( 4町村)  
 再：地域再生法 第5条 ◎ ( 34市町村)  
 ◎は移転型及び拡充型  
 ○は移転型のみ

平成30年4月1日現在

市	町	村	名	過	離	牽	半	原	再
札幌道税事務所									
札幌市				○					◎
空知総合振興局									
夕張市				○					◎
岩見沢市		旧岩見沢市		○					◎
		旧北村		○					◎
		旧栗沢町		○					◎
美唄市				○					◎
芦別市				○					◎
赤平市				○					◎
三笠市				○					◎
滝川市				○					◎
砂川市				○					◎
歌志内市				○					◎
南幌町				○					◎
奈井江町				○					◎
上砂川町				○					◎
由仁町				○					◎
長沼町				○					◎
栗山町				○					◎
月形町				○					◎
浦臼町				○					◎
新十津川町				○					◎
深川道税事務所									
深川市				○					◎
妹背牛町				○					◎
秩父別町				○					◎
雨竜町				○					◎
北竜町				○					◎
沼田町				○					◎
石狩振興局									
江別市				○					◎
千歳市				○					◎
恵庭市				○					◎
北広島市				○					◎
石狩市		旧石狩市		○					◎
		旧厚田村		○					◎
		旧浜益村		○					◎
当別町				○					◎
新篠津村				○					◎
後志総合振興局									
島牧村				○					◎
寿都町				○					◎
黒松内町				○					◎
蘭越町				○					◎
二セコ町				○					◎
真狩村				○					◎
留寿都村				○					◎
喜茂別町				○					◎
京極町				○					◎
倶知安町				○					◎
共和町				○					◎
岩内町				○					◎
泊村				○					◎
神恵内村				○					◎
小樽道税事務所									
小樽市				○					◎
積丹町				○					◎
古平町				○					◎
仁木町				○					◎
余市町				○					◎
赤井川村				○					◎
胆振総合振興局									
室蘭市				○					◎
登別市				○					◎
伊達市		旧伊達市		○					◎
		旧大滝村		○					◎
豊浦町				○					◎
壮瞥町				○					◎
洞爺湖町				○					◎
苫小牧道税事務所									
苫小牧市				○					◎
白老町				○					◎

市	町	村	名	過	離	牽	半	原	再
厚真町				○					◎
安平町				○					◎
むかわ町				○					◎
日高振興局									
日高町				○					◎
平取町				○					◎
新冠町				○					◎
浦河町				○					◎
様似町				○					◎
えりも町				○					◎
新ひだか町				○					◎
渡島総合振興局									
函館市		旧函館市		○					◎
		旧戸井町		○					◎
		旧恵山町		○					◎
		旧榎法華村		○					◎
		旧南茅部町		○					◎
北斗市				○					◎
松前町				○					◎
福島町				○					◎
知内町				○					◎
木古内町				○					◎
七飯町				○					◎
鹿部町				○					◎
森町				○					◎
八雲町				○					◎
長万部町				○					◎
檜山振興局									
江差町				○					◎
上ノ国町				○					◎
厚沢部町				○					◎
乙部町				○					◎
奥尻町				○					◎
今金町				○					◎
せたな町				○					◎
上川総合振興局									
旭川市				○					◎
富良野市				○					◎
藤崎町				○					◎
東神楽町				○					◎
当麻町				○					◎
比布町				○					◎
愛別町				○					◎
上川町				○					◎
東川町				○					◎
美瑛町				○					◎
上富良野町				○					◎
中富良野町				○					◎
南富良野町				○					◎
占冠村				○					◎
幌加内町				○					◎
名寄道税事務所									
士別市				○					◎
名寄市				○					◎
和寒町				○					◎
剣淵町				○					◎
下川町				○					◎
美深町				○					◎
音威子府村				○					◎
中川町				○					◎
留萌振興局									
留萌市				○					◎
増毛町				○					◎
小平町				○					◎
苫前町				○					◎
羽幌町				○					◎
初山別村				○					◎
遠別町				○					◎
天塩町				○					◎
宗谷総合振興局									
稚内市				○					◎
猿払村				○					◎
浜頓別町				○					◎

市	町	村	名	過	離	牽	半	原	再
中頓別町				○					◎
枝幸町				○					◎
豊富町				○					◎
礼文町				○					◎
利尻町				○					◎
利尻富士町				○					◎
幌延町				○					◎
オホーツク総合振興局									
網走市				○					◎
美幌町				○					◎
津別町				○					◎
斜里町				○					◎
清里町				○					◎
小清水町				○					◎
大空町				○					◎
北見道税事務所									
北見市		旧北見市		○					◎
		旧端野町		○					◎
		旧留辺蘂町		○					◎
		旧常呂町		○					◎
訓子府町				○					◎
置戸町				○					◎
佐呂間町				○					◎
遠軽町		旧遠軽町		○					◎
		旧丸瀬布町		○					◎
		旧白滝村		○					◎
		旧生田原町		○					◎
紋別道税事務所									
紋別市				○					◎
湧別町				○					◎
滝上町				○					◎
興部町				○					◎
西興部村				○					◎
雄武町				○					◎
十勝総合振興局									
帯広市				○					◎
音更町				○					◎
士幌町				○					◎
上士幌町				○					◎
鹿追町				○					◎
新得町				○					◎
清水町				○					◎
芽室町				○					◎
中札内村				○					◎
更別村				○					◎
大樹町				○					◎
広尾町				○					◎
幕別町		旧幕別町		○					◎
		旧忠類村		○					◎
池田町				○					◎
豊頃町				○					◎
本別町				○					◎
足寄町				○					◎
陸別町				○					◎
浦幌町				○					◎
釧路総合振興局									
釧路市		旧釧路市		○					◎
		旧阿寒町		○					◎
		旧音別町		○					◎
釧路町				○					◎
厚岸町				○					◎
浜中町				○					◎
標茶町				○					◎
弟子屈町				○					◎
鶴居村				○					◎
白糠町				○					◎
根室振興局									
根室市				○					◎
別海町				○					◎
中標津町				○					◎
標津町				○					◎
羅臼町				○					◎

※ 離島振興法及び半島振興法の対象地区については、一定の要件があります。詳しくは、35ページの注4及び注5をご覧ください。  
 平成30年4月以後の新増設に係る対象地区については、総合振興局、振興局又は道税事務所にお問い合わせください。

## Ⅱ-17 生活の中の税金

私たちは生活の身近なところで、次のように税金とかがわっています。

### ● 給与所得者の方や個人で事業を営んでいる方

項 目	税 の 種 類		
	国 税	道 税	市 町 村 税
給与所得者の場合	所 得 税	個 人 道 民 税	個 人 市 町 村 民 税
個人で事業を営んでいる場合	所 得 税	個 人 道 民 税 ・ 個 人 事 業 税	個 人 市 町 村 民 税

※ 個人道民税は、個人市町村民税と併せて、市町村が課税と収納の事務を行っています。

### ● 自動車

項 目	税 の 種 類		
	国 税	道 税	市 町 村 税
自動車を購入した場合（注1）	自動車重量税・消費税	自動車取得税・地方消費税	
自動車を所有することに対して	自動車重量税（車検時）	自 動 車 税	軽 自 動 車 税
自動車の燃料に対して	揮発油税・地方揮発油税・石油ガス税・消費税	軽油引取税・地方消費税	

注1：自動車取得税は、軽自動車を購入した場合にもかかります。

### ● 土地や家屋

項 目	税 の 種 類		
	国 税	道 税	市 町 村 税
土地や家を購入した場合（注2）	登録免許税・消費税	不動産取得税・地方消費税	
土地や家を相続した場合	相続税・登録免許税		
土地や家を譲り受けた場合	贈与税・登録免許税	不 動 産 取 得 税	
土地や家を所有することに対して			固定資産税・都市計画税

注2：消費税及び地方消費税は、土地に対してはかかりません。

## Ⅱ-18 納税証明書

納税者の方の個人情報保護のため、請求できる方を限定し、請求者の確認を行っています。交付請求書は道税ホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>）でダウンロードできます。

請 求 窓 口	総合振興局、振興局又は道税事務所
請 求 可 能 な 方	納税者本人、本人の代理人、法令等に基づき正当な理由を有する方
請 求 者 の 確 認	運転免許証、個人番号カード等請求者本人であることが確認できる書類の提示
必 要 な も の	印鑑（法人の場合は代表者印。代理人の場合は代理人の印。）、交付手数料相当額の北海道収入証紙（注1）、領収証書及び申告書（注2）※代理人が請求する場合は委任状が必要です。
証 明 事 項	納付（入）した額、未納の額、滞納のないこと、滞納処分を受けたことがないこと等
交 付 手 数 料	証明事項1件につき400円

注1：北海道収入証紙は、請求窓口では取り扱っていませんので、あらかじめ総合振興局等の売店、銀行などでご購入ください（一部の銀行では北海道収入証紙を取り扱っていませんので、事前にご確認ください。）。

注2：納税証明書の交付請求を行う窓口以外に納税及び申告書を提出された場合で、すぐ納税証明書の必要な方は、提示が必要になります。

## II-19 障がいのある方に対する軽減措置

障がいのある方は、申告を行うことによって課税所得から控除又は税が減免されることがあります。詳しくは、各税目のページをご覧ください。各問い合わせ先にご確認ください。

※ 年齢については、その年の12月31日現在の状況によって判定します。

軽減措置の区分等			主 要 件 等		問い合わせ先	
			障 害 者	特別障害者		
国 税	所得控除	障害者除	本人、控除対象配偶者や扶養親族が障がい者の場合1人当たり	27万円	本人が障がい者の場合 40万円	詳しくは税務署にご確認ください。
				控除対象配偶者や扶養親族が障がい者の場合1人当たり	非同居 40万円	
	同居 75万円					
		非課税		心身障害者扶養共済制度に基づく給付金 350万円までの預貯金等の利子等		
	相続税			障害者控除	障がい者が85歳に達するまでの年数1年につき10万円	
		非課税	心身障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利			
贈与税	非課税		精神に障がいがある方については信託受益権の価額のうち3,000万円まで	精神に障がいがある方については信託受益権の価額のうち6,000万円まで	課税と収納の事務は、市町村が行っていますので、詳しくはお住まいの市町村にご確認ください。	
		心身障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利				
道 税	個人道民税	非課税	前年の合計所得金額125万円以下の場合 (ただし、退職手当等に係る所得割は課税されます。)			詳しくは総合振興局、振興局又は道税事務所にご確認ください。
			所得控除	障害者除		
	非課税	両眼の視力が0.06以下の方があん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復等の事業を行っている場合				
		個人事業税	減免	事業主控除をする前の事業所得とその他の所得の合計金額が310万円以下の場合（最高7,500円減免）		
ゴルフ場利用税	非課税			ゴルフ場利用時に、障がい有していることが確認出来る書類をゴルフ場に提示した場合		
				自動車取得税	減免	身体等に障がいのある方のために使用する自動車で一定の要件に当てはまる場合
市町村税	軽自動車税	市町村によっては、身体等に障がいのある方のために使用する自動車で一定の要件に当てはまる場合は課税免除等が適用になることがあります。				詳しくはお住まいの市町村にご確認ください。
		個人市町村民税	道税の個人道民税の欄をご覧ください。			

<障がい者とは>

国税：納税者自身（所得税の障害者控除については、控除対象配偶者や扶養親族を含む。）が次の表に該当する方  
道税（個人道民税）及び市町村税（個人市町村民税）：納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が次の表に該当する方

障 害 者	特別障害者
身体障害者手帳 3級～6級	身体障害者手帳 1級・2級
中度・軽度の知的障害者	重度の知的障害者
精神障害者保健福祉手帳 2級・3級	精神障害者保健福祉手帳 1級
年齢65歳以上の方で、「身体障害者に準ずる者」など障害者控除対象者認定書等により対象として認められる方	年齢65歳以上の方で、「特別身体障害者に準ずる者」又は「ねたきり」など特別障害者控除対象者認定書等により対象として認められる方

※ 個人住民税以外の税目については、それぞれ要件が異なります。